⑶　技術提案書の記載に関する事項
①　技術提案は、入札価格の範囲内で無理なく実現できることが前提であり、発注者が過度なコスト負担を要する「過度な技術提案」と判断した場合には、「不採用」とする場合がある。本工事における過度な技術提案とは、下記の事例を想定している。
・技術提案の実施において第三者との協議が必要な提案
・コンクリートの配合の変更及び混和剤の添加等が伴う材料の変更についての提案
・コンクリート表面保護工として含浸材などを塗布する提案
・ＰＣ鋼材や鉄筋・クラック防止シート等を追加配置する提案
・エポキシ鉄筋やステンレス筋などに変更する提案
・交通保安要員を追加配置する提案
②　評価項目①～③に対する提案数は、それぞれ最大３提案までとする。なお、３提案を超えている場合、その評価項目に関するすべての提案を不採用とする。
③　技術提案が１提案もない場合は、標準案での施工も可とする。この場合、技術提案の評価は行わない。
④　技術提案書は所定の様式により各評価項目にＡ４サイズ片面１枚に収めるものとし、文字サイズ10ポイント以上で簡素かつ要領よく記述するものとする。なお、技術提案書には説明用資料を添付できるが、評価は、技術提案書に記載された内容で行う。
⑤　所定の枚数を超えている場合、提案書の本文１行あたりの文字数が48文字を超えている場合、又は、１ページあたりの行数が42行を超えている場合、その評価項目に関するすべての提案を不採用とする。
⑥　１提案に記載できる技術提案の内容は、２行以内、１行あたりの文字数は48文字以内とし、この内容を評価の対象とする。なお、提案内容の記載にあたっては、目的及び実施する内容並びに施工箇所等を具体的に記載することとし、単なる実施内容の羅列は加点しない。
⑦　評価項目③の技術提案については、将来の維持管理性の向上が期待できる内容を提案する。提案した内容について詳細設計において詳細な検討を行い、実施如何について決定する。
・工費の算出にあたっては小項目③の提案内容を考慮してはならない。
・評価項目①、②において提案した内容の履行が不可能となる提案は不採用とする。
⑷　評価項目及び評価指標　評価項目及び評価指標は下記のとおりとし、各評価項目に対する提案の有効性を、評価指標をもとに、総合的に評価するものとする。
工事目的物の性能・機能に関する事項（提案は内部川橋に限るものとする）
①　コンクリートの劣化を予防するための更なる品質向上　共通仕様書、施工管理要領及び設計図書に示す標準案と比較して、提案を下記の評価指標をもとに、提案者の優劣を相対的に評価
社会的要請に関する事項（提案は内部川橋に限るものとする）
②　高所作業における更なる安全対策　共通仕様書、施工管理要領及び設計図書に示す標準案と比較して、提案を下記の評価指標をもとに、提案者の優劣を相対的に評価
③　詳細設計において検討を行う、維持管理性の向上を期待できる検討事項の提案　共通仕様書、施工管理要領及び設計図書に示す標準案と比較して、提案を下記の評価指標をもとに、提案者の優劣を相対的に評価
技術提案の評価指標は下記のとおりとする。
優　標準案に比べ、非常に優れているもの。
良上　良に比べ、やや優れているもの。
良　標準案に比べ、優れているもの。
良下　良に比べ、やや劣るもの。
可　標準案又は標準案と同等であるもの。
⑸　評価点の付与方法
【判定方式】　評価項目の項目別配点は、評価指標により優／良上／良／良下／可を判定し、判定結果に応じ次のとおり付与する。
品質管理
①　コンクリートの劣化を予防するための更なる品質向上
・技術評価点　（40点）　優40点・良上30点・良20点・良下10点・可０点
安全対策
②　高所作業における更なる安全対策
・技術評価点　（40点）　優40点・良上30点・良20点・良下10点・可０点
維持管理性の向上
③　詳細設計において検討を行う、維持管理性の向上を期待できる検討事項の提案
・技術評価点　（20点）　優20点・良上15点・良10点・良下５点・可０点
⑹　落札者の決定方法　総合評価提案資料に記載された内容の評価による技術評価点に係数αを乗じた値と契約制限価格の範囲内にある入札書の価格により算定される価格評価点に0.5を乗じた値とを加算した総合評価点の最も高い者を落札者とする。
総合評価点数の算出方法は、以下のとおりとする。
①　総合評価点　（技術評価点×α）＋（価格評価点×0.5）　αの値は「0.2」とする。
②　技術評価点　各評価項目における項目別配点の合計点（満点100点）
③　価格評価点　０　（０≦Ｐ＜0.5Ｌ）
（（Ｐ／Ｌ×100）－50）／（Ｘ／Ｌ－0.5）
（0.5Ｌ≦Ｐ＜Ｓ）　100―200（Ｐ／Ｌ－Ｘ／Ｌ）　（Ｓ≦Ｐ≦1.0Ｌ）
ここに、
Ｐ　入札書に記載の価格（入札価格）
Ｌ　契約制限価格
Ｘ　調査基準価格以上の最低入札価格
Ｓ　調査基準価格
ただし、入札価格が全て調査基準価格を下回る場合は、Ｘ／ＬをＳ／Ｌとする。
⑺　上記⑹において、総合評価点の最も高い者が２者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。
⑻　契約金額の決定方法　落札者の提示した入札価格に対して、技術提案の対象外の範囲について技術提案協議を行い、技術提案協議完了後の価格を契約金額とする。
⑼　総合評価提案の履行に関する事項　受注者の責により、入札時の提案内容を満足できない場合は、その程度により請負工事成績評定点を最大10点減点及び契約書に基づく請負代金額の減額を行う。また、契約違反としての措置を講ずる場合がある。
４　入札手続等
⑴　担当部局　〒460―0003 愛知県名古屋市中区錦２―18―19　中日本高速道路株式会社　名古屋支社　総務企画部　契約チーム　電話　052―222―1447
⑵　入札説明書等の交付期間、場所及び方法
入札参加希望者には、入札説明書、入札公告の写し、契約書案、入札者に対する指示書、図面、仕様書、単価表及び割掛対象表（以下「設計図書等」という。）を交付する。なお、割掛対象表参考内訳書も同様とする。
①　交付期間　平成27年８月５日（水）から平成27年９月４日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前10時から午後４時まで。※割掛対象表参考内訳書は平成27年10月９日（金）から平成27年11月16日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前10時から午後４時まで
②　交付場所　上記⑴に同じ。名古屋支社　総務企画部　契約チーム
③　交付方法　入札説明書及び契約書類、図面、仕様書等の設計図書はＣＤ－Ｒにより無料で交付する。
⑶　申請書等の提出期間、場所及び方法等　入札参加希望者は、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の４に規定する総合評定通知書の写し（最新のものであって、審査基準日が、入札日の１年７月前の日以後のものに限る）、技術資料、技術評価資料、総合評価提案資料及び競争参加資格確認申請書、参加希望者が共同企業体を構成する場合の共同企業体協定書案（以下「申請書等」という。）を提出するものとする。なお、技術資料、技術評価資料及び総合評価提案資料は、入札説明書に基づき作成するものとする。
①　提出期間　平成27年８月５日（水）から平成27年９月４日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前10時から午後４時まで。
②　提出方法　上記⑴に郵送すること。なお、郵送方法は、電子入札（郵送入札）運用マニュアル８－３による。
③　申請書及び技術評価資料の確認　申請書及び技術評価資料の提出にあたって、内容確認を行わないため、記載漏れ、記載ミス又は必要書類の不足等があった場合は、競争参加資格を認めない場合があることから、十分に注意すること。
⑷　開札（入札執行）の日時及び場所
①　電子入札による入札の締め切り　平成27年11月16日（月）午後４時00分
②　郵送による入札書の提出期限（紙入札参加の届出を行った場合、書留郵便に限る）　平成27年11月16日（月）午後４時00分